

職員ヒアリング対象事業に対する質問事項

No. 3 白井市行政経営指針策定事業

| 質問項目 | 質問内容 |
|--|---|
| <p>(共通)</p> <p>実施した市民参加手法の自己評価</p> <p>評価基準及び水準の理解度</p> <p>市民参加を行わない理由について</p> <p>審議会以外の市民参加が取られなかったことについて</p> <p>傍聴者について</p> | <p>選択した「市民参加の手法」及び実施した手法に対する自己評価について</p> <p>「市民参加条例」、「逐条解説」及び「市民参加の総合的評価(基準・水準)」を十分に理解したか?</p> <p>市の最上位計画ゆえに市民参加が必要ではないのか。市民には財務や計画に詳しい方も居住する。こういった方の参加を考える必要があるのではないか。</p> <p>意見交換会、パブコメなど市民参加の手法の実施は検討されなかったのか。 本事業で策定された基本方針1、「市民自治のまちづくり」、2、「自立した行財政運営」、3、「将来を見据えた公共施設の最適な配置」すべて市民の意見を聴くことが必須だと考えるが。</p> <p>関心を持っている市民が多くいるが、市民の民意はどのように図っているのか</p> <p>当該事業と No2 の「公共施設等総合管理計画策定事業」は重複しているのではないかと。別々の事業として実施する必要性について問う。 (会議の構成委員、会議の開催日時、会議のテーマ、出席状況、傍聴者数が同じ、しかも上記の会議は当該委員会として3回開催されている。重複を廃し一本化できないでしょうか)</p> <p>本指針は、パブリックコメントを採用しないだけでなく、市議会や庁内の政策会議にも諮ることもなく市長の決定として制定されたように見えますが、そうした本指針の行政運営上の位置、拘束力等はどうなのでしょう。</p> <p>⇒ 市民参加の内容と外れるため</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(審議会) 審議会</p> | <p>審議会の傍聴としては229人と市民の関心が非常に高かったようですが、なぜパブリックコメントを実施しなかったのですか。</p> |
| <p>審議会に市民の参加がなかったことについて</p> | <p>市民の関心の高い事業であることからある程度の条件付きでの公募があったほうが良いのでは？</p> |
| <p>本事業は専門性が高いとはいえ、市民にとって「これからの白井の行財政をどうするか」は非常に関心があること。 しかし審議会は白井市民でない委員で構成され、白井市民の意見は反映されなかった。 市民にも財政、会計など専門家は数多い。専門知識を持つ市民の起用はできなかったか。</p> | <p>本事業は専門性が高いとはいえ、市民にとって「これからの白井の行財政をどうするか」は非常に関心があること。 しかし審議会は白井市民でない委員で構成され、白井市民の意見は反映されなかった。 市民にも財政、会計など専門家は数多い。専門知識を持つ市民の起用はできなかったか。</p> |
| <p>会議委員について</p> | <p>学識経験者の中に白井在住者はいるか</p> |
| <p>総括的事項</p> | <p>有識者会議を設置した目的、意義について問う。特に事業費が膨張し続ける福祉行政分野における行政経営指針導入の意義を教えてください。</p> <p>(将来の白井市の財政事情を勘案すると、行政の効率化、活性化を意図し民間企業で行われている経営理念、手法等を行政現場に応用しようとする発想は理解できるが、行政には非効率性、非生産性、非経済性の弱者救済のセーフティーネットに係わる行政なども存在します。</p> <p>審議検討結果(「白井市行政経営指針」)を見る限り従来考えられた方針のトレンドを延長した程度で、福祉事業の圧縮・縮減、自立支援法の適用拡大、内部不経済の外部化など避けて通れない課題があるが、これらに対する特段の踏み込みが感じられません。担当課は、有識者会議を設けた具体的な目的と意義についてどのように考えているのでしょうか)</p> <p>⇒ 事業の中身に関する質問のため</p> |